

7月 教育長 教育行政報告

令和7年

- 6月25日(水) 第4回学校経営等協議会
男子円盤投 湯上剛輝選手表敬訪問
- 26日(木) 第1回人事にかかる学校訪問(第11日)
- 27日(金) 第3回甲賀市議会定例会 本会議(第7日)
- 29日(日) 甲賀広域消防連合夏期訓練大会
- 30日(月) 人事評価制度に伴う校長当初面談(第2日)
- 7月 1日(火) 部長会議
第1回甲賀市ICT推進本部会議
人事評価制度に伴う校長当初面談(第3日)
第75回”社会を明るくする運動”内閣総理大臣メッセージ伝達式
第1回甲賀市部活動地域移行検討協議会
- 2日(水) 人事評価制度に伴う校長当初面談(第4日)
- 8日(火) 学校巡回公演 能楽公演(大原小学校)
第11回甲賀市教育委員会臨時会
第10回甲賀市教育委員会委員協議会
- 9日(水) SASAYURI FC SHIGAより寄附受領
国際ソロプチミスト甲賀 認証30周年記念事業に伴う
寄附受領
- 10日(木) 道の駅あいの土山内覧会
- 11日(金) ミシガン州友好親善使節団表敬訪問
- 14日(月) 市町村教育委員会教育長会議(ZOOM)
- 15日(火) 部長会議
- 19日(土) 道の駅あいの土山竣工式
しがらき火まつり×国スポ・障スポ炬火イベント
- 22日(火) 第12回甲賀市教育委員会定例会

令和 7 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1. 条例一部改正

(1) 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第 48 号》

甲賀市和太鼓音楽活動交流館の損害の賠償を判断する者を改めるため、条例の一部を改正するもの。

【原案のとおり可決】

2. 補正予算案件

(1) 令和 7 年度甲賀市一般会計補正予算（第 3 号）

《甲賀市議会 議案第 49 号》

歳入 722 千円 歳出 20,948 千円

【原案のとおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

● 国庫支出金	△ 22,378 千円	
・新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）		2,674 千円
・学校施設環境改善交付金		△ 25,052 千円
● 寄附金	300 千円	
・教育振興寄附金		300 千円
● 市債	22,800 千円	
・学校教育施設等整備事業債		△ 1,500 千円
・公共施設等適正管理推進事業債		24,300 千円

【歳出予算の補正】

● 中学校備品購入 300 千円(寄 300)

1 法人からいただいた教育振興寄附金を財源として、中学校の備品を
購入

- 多羅尾代官陣屋環境整備事業 5,648千円(国2,824、一財2,824)
国の交付決定に伴い、多羅尾代官陣屋施設解体工事にかかる事業費を追加
- 社会体育施設維持補修事業 15,000千円(一財15,000)
甲賀B&G海洋センターの暖房設備の一部が落下する事故が発生したことを受け、メーカーによる緊急点検を実施した結果、早急な更新が必要であると判明したことに伴い、更新工事にかかる経費を追加

【地方債の補正】

(変更)

- 小学校施設空調設備整備事業 限度額 130,500千円
(変更前:限度額 132,000千円)
- 小学校施設整備事業 限度額 1,153,500千円
(変更前:限度額 1,129,200千円)

3. その他案件

(1) 契約の締結につき議決を求めることについて

《甲賀市議会 議案第63号》

信楽小学校改築(1期)工事(建築主体工事)について、令和7年5月28日に執行した一般競争入札開札の結果、株式会社三東工業社と2,029,500,000円で工事請負契約を締結することにつき、議決を求めるもの。

【原案のとおり可決】

(2) 契約の締結につき議決を求めることについて

《甲賀市議会 議案第64号》

信楽小学校改築(1期)工事(機械設備工事)について、令和7年6月3日に執行した一般競争入札開札の結果、甲賀電気設備株式会社と335,445,000円で工事請負契約を締結することにつき、議決を求めるもの。

【原案のとおり可決】

4. 一般質問

別紙1のとおり

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
2	20番 田中 喜克 議員	【分割】 《第1日》 (2/5)		
	1. 地域で創る「夢の学習」の活動状況や今後の展開について	①. 「夢の学習」の概要と現在の講座等事業活動の状況について伺う。 ②. 「夢の学習」が担っている甲賀市の生涯学習での役割、成果・効果について伺う。 ③. 「夢の学習」に市が今後期待するところ及び「夢の学習」が予定される新たな取り組みについて伺う。 ④. 「夢の学習」の活動を始め、市内各団体、各場所で住民の「生涯学習」で活躍、尽力いただいている団体が多いと聞く。活動内容等を伺う。	4	教育委員会事務局理事
3	4番 木村 眞雄 議員	【1、2：一問一答 3：分割】 《第1日》 (3/5)		
	2. 甲賀町の歴史観光ルートの整備について	⑤. 観光ルートの整備についての見解を問う。 a) 和田城址群内のポイントごとに案内看板やQRコードを使つての音声ガイド機能の設置について。	9-5	⑤a) 教育委員会事務局理事
	3. 物価高対策について	②学校給食や保育園、高齢者施設などでは、米の安定供給が日々の運営に直結する。この度の米不足がこれらの公共サービスに及ぼしている影響、及びその対応策について伺う。	10-2	②教育部長
5	12番 堀 郁子 議員	【一問一答】 《第1日》 (5/5)		
	2. 主権者教育	(1). 現在行われている主権者教育の状況を小中学校別で伺う。 (2). 選管による出前授業等があるが行われているのか。今が行われていないのであればなぜか。教育委員会、選挙管理委員会として。 (4). 主権者教育によるメリットデメリット、教育委員会、選挙管理委員会として。	15-1 15-2-1 15-4-1	(1). 教育部長 (2)-1. 教育部長 (4)-1. 教育部長
	3. 子どもを性被害から守るために	(2). GIGAスクール端末向けのコドマモを甲賀市でも取り入れてはいかがか。また、コドマモアプリを保護者や子どもたちにお知らせしてはいかがか。	16-2	(2)教育部長
	4. 学びの多様化学校	(1). 多様化推進室ができ、現在の状況はいかがか。 (2). 長浜市で来年4月開校するが、甲賀市ではいかが考えているか。	17-1 17-2	(1)教育部長 (2)教育部長
6	3番 西山 実 議員	【1：一問一答】 《第2日》 (1/5)		
	1. 大阪関西万博への教育旅行について その3	①. 児童・生徒の安全の確保について、教育長も事前に現地の下見をしたと聞いている。その時に明らかになった課題と、課題に対する対策はどのようにとられたのか、また、参加校との連携をどのようにとられたのか伺う。メタンガス問題について、協会等からどのような説明を受けているか伺う。 ②. 4月22日に甲南中学生徒が参加され、入場時刻の10時に学校が集中して入場までに30分かかったとのこと。その後5月に2校が実施。実際どのような課題があったのか伺う。また、6月に1校、9月に2校、10月に2校計画されている。酷暑・熱中症対策並びに梅雨時期・台風時期の風雨対策について、具体的な対策が必要ではないか。 ③. 甲賀市教育委員会では、「甲賀・体験の日」として、保護者等との参加を条件として、令和7年度「大阪・関西万博」「国スポ・障スポ」に参加する場合について、1日単位で最大3日まで取得できるとしている。なぜ、「大阪・関西万博」「国スポ・障スポ」に限定したのか。「関西万博の動員ありきではないか」との指摘もある。来年度以降はどのようにされるのか伺う。	19-1 19-2 19-3	①教育長 ②教育長 ③教育長
7	6番 中島 裕介 議員	【一問一答】 《第2日》 (2/5)		
	1. 誰にでもやさしい行政周知について	3. 小中学校への入学案内や学校現場における各種通知、三者面談など平易な言葉を使い、「わかりやすさ」を意識しているのか伺う。	23-3	3. 教育部長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
8	2番 福井 進 議員	【3、4：分割】 《第2日》 (3/5)		
	3. 米不足等の中での、食料（給食等）の安定的な供給について	(学校給食について) ①. 学校給食の質・量を確保し、安定的な提供を図るための本年度の予算と昨年度の比較について ②. 学校給食の質・量は確保できるのか。 ③. 〈提案〉9・10月の米の確保をするために、入札ではなく、随意契約にすること等について、見解を伺う。	27-1	①～③教育部長
	4. 小中学校の修学旅行への支援について	昨年度の提案した「小中学校の修学旅行への補助」について、質問・提案をする。 ①. 市内小中学校の修学旅行の費用について 昨年度と本年度の比較 ②. 物価高騰で計画通りに実施ができない状況である。 〈提案〉充実した修学旅行を実施するために全児童・生徒に補助をすることについて、市の見解を伺う。	28-1 28-2	①教育部長 ②市長
10	11番 岡田 重美 議員	【分割】 《第2日》 (5/5)		
	1. 物価高騰から市民の暮らしを守る対策を	③. 同アンケートで子育て支援に対する問いに対し、「教育費の保護者負担を軽減してほしい」「学校給食費を無償にしてほしい」と回答が多くあった。隠れ教育費と言われる費用の保護者負担が多いと言われているが、その実態はどうか。また、学校給食費無償化については、国待ちにならず、ぜひ市として無償化を進めるべきと考えるがいかがか。	34-3	③教育長
11	8番 西田 忠 議員	【一問一答】 《第3日》 (1/5)		
	2. 甲賀産米の地元消費拡大について	3. 学校給食で提供されているお米のうち甲賀市産の占める割合はどの程度か。	40-3	3. 教育部長
15	1番 村木 慶太郎 議員	【一問一答】 《第3日》 (5/5)		
	3. 図書館の今後の在り方について	1. 図書館の修繕計画について 2. 「甲賀市立図書館のあり方（提言）」について 3. 図書館の今後の在り方について	49-1 49-2 49-3	1. 教育委員会事務局理事 2. 教育委員会事務局理事 3. 教育委員会事務局理事
18	22番 谷永 兼二 議員	【一問一答】 《第4日》 (3/5)		
	1. PTA、教育後援会等の現状と課題から見る教育予算について	①. PTA（Parent Teacher Association 父母と先生の会）とは、幼児・児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とした、どの機関にも属さない独立した組織です。改めてPTAの目的をお伺いします。 ②. PTAは、目的に賛同して入会した会員によって組織される任意加入の団体です。市内小中学校の加入状況について加入率が高い数値、低い数値、平均の数値をお答えください。 ③. PTA会費と用途についてお伺いします。 ④. PTA活動の目的を深く理解し、共有することが重要です。市内PTAではどのような活動をされているのか紹介してください。 ⑤. PTAの課題・問題が報道されることも多くなっています。本市のPTAも例外ではないと思いますが市教委の認識は。 ⑥. PTAと学校運営協議会や地域学校協働本部、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動との関係について現状をお尋ねします。 ⑦. 教育後援会（名称は学校によって違う）の現状についてお尋ねします。市内小中学校の設置状況は。 ⑧. 社会状況等の変化により後援会費が減少している学校もある中、本来公費で負担しなければならないものまで教育後援会等に頼っていないか。教育予算の考え方は。	55-1 55-2 55-3 55-4 55-5 55-6 55-7 55-8	①教育長 ②教育委員会事務局理事 ③教育委員会事務局理事 ④教育委員会事務局理事 ⑤教育委員会事務局理事 ⑥教育委員会事務局理事 ⑦教育部長 ⑧教育長

○甲賀市教育研究所の沿革

- ・平成 16 年（2004 年）10 月 甲賀市教育委員会発足
- ・平成 17 年（2005 年）4 月 甲賀市教育研究所設置
- ・平成 17 年度 調査研究として「特別支援教育に関する調査研究」をテーマとし研究。教職員研修として全員研修会を開く。特別支援教育相談として巡回教育相談の開設。
- ・平成 18 年度 調査研究は引き続き 2 年次研究、新たに「教育相談に関する調査研究」を実施。
- ・平成 19 年度 調査研究は引き続き 3 年次研究。教職員研修として「こうか学びの研修」「初任者研修」「10 年研修」「情報教育研修」「校内研修・研究に係る研修」「校務分掌担当別研修」を新たに教職員研修として実施。「こんにちは！教育研究所です！」の発行。
- ・平成 20 年度 調査研究は前年度に引き続き 4 年次研究を実施。教育相談事業は「教育相談・適応指導教室に関する事業」に変更。教育研究奨励事業が発足。
- ・平成 21 年度 調査研究は「学力向上のための調査研究～学習意欲を高め、学習習慣を身につける指導・支援の在り方を探る～」を開始。滋賀大学との連携事業を開始。小学校社会科副読本（5 冊）を発行。特別支援教育及び教育相談事業については、学校教育課子ども教育支援係に移管。
- ・平成 22 年度 調査研究は読書指導と表現力育成に取り組み、リーフレットを編集。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- ・平成 23 年度 調査研究として「主体的に学び、豊かな考えをもち、表す子どもの育成～予習を活かす算数・数学科学習指導の工夫～」の研究を始める。教職員研修として若手教員に「授業力向上研修」を実施。
- ・平成 24 年度 調査研究は新たに国語科を加え、「予習を活かす学習指導の工夫」を実施。学校マネジメント研修を実施。小学校 6 校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- ・平成 25 年度 調査研究は前年度と同様。教職員研修として特別支援学級担任研修を実施。中学校 1 校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- ・平成 26 年度 調査研究は前年度と同様。小学校 8 校に研究指定（2 年間）を委嘱。
- ・平成 27 年度 調査研究は前年度と同様。中学校 2 校に研究指定（2 年間）を委嘱。
- ・平成 28 年度 調査研究は前年度と同様。中学校 2 校に研究指定（2 年間）を委嘱。
- ・平成 29 年度 調査研究は新たに ICT 教育を加え実施。教職員研修として、教職 2 年次研修ならびにミドルリーダー研修を開始。
- ・平成 30 年度 調査研究は新たに外国語教育を加え実施。教職員研修として教職 3 年次研修を開始。
- ・令和元年度 調査研究は新たに甲賀流 OJT（人材育成）を加え実施。小学校社会科副読本補助冊子 3 年（1 冊）を発行。
- ・令和 2 年度 調査研究は甲賀流 OJT（人材育成）の 2 年次。新たに新任教務主任研修を実施。小学校社会科副読本補助冊子 4 年（3 冊）を発行。
- ・令和 3 年度 調査研究は甲賀流 OJT（人材育成）の 3 年次に加え、新たに学力向上のための調査研究「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」を実施。ICT 活用パンフレットの発行。
- ・令和 4 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」に加え、「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり」ならびに「地域教材を活用した社会科の授業づくり」を実施。教職員研修として、校内研究主任研修を開始。小学校社会科副読本を発行。
- ・令和 5 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」2 年次、「子どもが主体となり、交流活動を通して学びが深まる・広がる授業づくり」を実施。教職員研修として、スキルアップ研修を開始。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- ・令和 6 年度 調査研究は「つながる校内研究を目指して」3 年次、「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり」を実施。近畿地区教育研究(修)所連盟研究発表大会にて研究員が研究成果を発表。

資料 5

令和 7 年度（2025 年度）

甲賀市教育研究所要覧

「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」
～甲賀教育を担う人材の育成～

確かな学力



豊かな人間性や社会性



健やかな心身とたくましい体力



甲賀市の学校教育が目指すもの

わかる できる のびる つどう
～学ぶ楽しさを実現するために～



地域に開かれた学校づくり



学び続ける教職員の育成

甲賀市教育研究所

設置場所 甲賀市役所
滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
郵便番号 528-8502
電話 0748-69-2246
FAX 0748-69-2294
Eメール koka30101300@city.koka.lg.jp

交通アクセス 甲賀市役所 4 階 甲賀市教育研究所



公共交通機関をご利用の場合
JR 草津線〔貴生川駅〕から近江鉄道に乗り換え〔水口城南駅〕より徒歩 5 分

車をご利用の場合
新名神高速道路 甲南 IC より 15 分





研究Ⅰ

「小・中学校の学びの系統性を意識した授業改善
～甲賀市モデルによる学ぶ力の向上を目指して～」

小・中学校の学力向上推進委員が、学びの系統性を意識した授業改善の具体的な方法を探求し、実践的な提言を行うことで、9年間を見通した学びの実現につなげる。

研究Ⅱ

「子どもが主体となり、学びが深まる・広がる授業づくり
～単元を貫く協働探究型課題を視点にして 2年次～」

これまでに身に付けてきた知識や技能を総合的に使う協働探究型課題を設定し、子どもたちの主体性と思考過程を大切にしながら単元計画や授業展開を工夫した探究型の授業改善を進める。

教職員研修

〔授業力〕〔教育課程推進力〕〔経営管理力〕

教職員の指導力の充実、資質向上を図るために企画する。

初任者研修および授業力向上研修を重点研修として実施する。

- 指定研修・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修
- 全員研修・講演会(特別支援 人権 学力 ICT等)
- 養成研修・学校マネジメント ・スキルアップ
・ミドルリーダー ・教師力アップ
・教職2・3年次研修 ・授業研究会
・特別支援教育 ・人権教育
・就学前教育
- 希望研修・教科教育 ・特別支援教育 ・実務 ・ICT教育 等

教育に関する相談および指導

〔研究指導力〕〔校内研究推進力〕

- 教育研究奨励事業
教職員の資質向上を図るため、意欲的かつ創意あふれる学習指導方法の改善や学校、学年、学級の経営実務に係る研究を奨励する。
- 各校マネジメントの相談・支援
学校の訪問を通して、各校の教育実践上の問題について、円滑な学校経営および指導方法等の相談・支援を行う。

庶務

〔企画発信力〕〔企画調整力〕

- 教育研究・実践に係る企画
・教育研究所要覧の作成 ・研究紀要の作成 ・社会科副読本の作成
- 教育研究情報「教育研究所だより」の発信、提供
- 関係機関との連携
・県内外各教育研究所 ・滋賀大学 ・教育研究会 等



教師力の育成 教職員の指導力・専門性を高める

横のつながりと縦のつながりを強める研修

人材育成力アップ!

自分の役割を意識しながら
共に学び続ける

授業力・指導力アップ!

共に学ぶ仲間との関係づくり

授業づくりに学級づくり
いろいろな悩みを同世代で共有

まずは体験!

初任者研修(4回)【地域施設・地域産業の理解】【異校種間交流】【授業研修】【就学前教育】

スキルアップ研修(2回)

ミドルリーダー研修
(2・3年次教員と授業づくりを共に)

中堅教諭等資質向上研修(1回)

教師力アップ研修(2回)
中堅教諭等資質向上研修未受講者

夏:講座を選択研修

【秋の授業研究会】

3年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】

2年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習

【秋の授業研究会】



甲賀市

滋賀県

初任者研修
(市町研修4日)

教職2年次研修

教職3年次研修

教職6年次研修
(G-OJT研修)

中堅教諭等資質向上研修
(市町研修1日)

管理職研修

特別支援学級
新担任研修

通級指導教室
新担当研修

各教科の指導力
向上研修

ミドルリーダー研修 等

議案第 5 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立学校評議員を解嘱することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第13号

甲賀市立学校評議員の解嘱について

甲賀市立学校評議員設置要綱（平成18年2月23日教育委員会告示第2号 改正 平成28年5月24日教委告示第14号）第2条の規定に基づき、甲賀市立学校評議員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和7年7月9日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市立学校評議員

(任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(解嘱日：令和7年7月9日)

	氏名	委員の構成	備考
1	武村 聖子	雲井小学校学校評議員	

議案第 55 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立学校評議員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第14号

甲賀市立学校評議員の委嘱について

甲賀市立学校評議員設置要綱（平成18年2月23日教育委員会告示第2号 改正 平成28年5月24日教委告示第14号）第2条の規定に基づき、甲賀市立学校評議員の別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和7年7月10日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市立学校評議員

(任期：令和7年7月10日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	高井 美沙	雲井小学校学校評議員	

【参考資料】

甲賀市立学校評議員設置要綱

(委嘱等)

第2条 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、甲賀市教育委員会が委嘱する。

議案第 5 6 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員を解任することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第15号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和7年7月15日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第 15 号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(解任日：令和 7 年 7 月 15 日)

	氏名	委員の構成	備考
1	伊東 栄一郎	油日小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 57 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第16号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和7年7月16日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第16号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和7年7月16日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	増田 信治	油日小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 5 8 号

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

甲賀市スポーツ推進委員規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第47号）第2条の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第58号別紙

甲賀市スポーツ推進委員

(任期：令和7年7月22日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	友成 喜代美	地域の代表	信楽地域

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参考)

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

議案第 5 9 号

甲賀市図書館協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市図書館協議会委員の委嘱について

甲賀市図書館条例（平成16年10月1日甲賀市条例第160号）第8条第3項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市図書館協議会委員

(任期:令和7年8月1日から令和9年7月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	大西 正泰	学識経験者	
2	奥田 叔代	学校教育、社会教育関係者	
3	辻 聡	学校教育、社会教育関係者	
4	柴田 康彦	学校教育、社会教育関係者	
5	徳田 綾子	家庭教育向上	
6	地村 千里	学識経験者	
7	松本 佐知子	家庭教育向上	
8	山崎 喜代美	家庭教育向上	
9	中村 ひろ子	学校教育、社会教育関係者	
10	山中 ルミ	家庭教育向上	
11	平林 秀樹	学校教育、社会教育関係者	

【参考資料】

甲賀市図書館条例

(協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校教育及び社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。